

平成24年12月7日

第6回「甲府交通圏タクシー特定地域協議会」の開催について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき、平成21年10月1日付け告示により特定地域に指定された「甲府交通圏」について、平成24年9月28日告示により平成24年10月1日より引き続き3年間特定地域に指定されましたが、今般、下記のとおり協議会を開催することとなりましたのでお知らせします。

記

- ・日時 平成24年12月17日（月）14：30～
- ・場所 山梨運輸支局 2階会議室

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9 tel：055-261-0880

【問い合わせ先】

甲府交通圏タクシー特定地域協議会 事務局

関東運輸局 山梨運輸支局 首席運輸企画専門官 宮本  
運輸企画専門官 吉田  
tel：055-261-0880

山梨県タクシー協会 専務理事 志村 tel：055-262-1212